

2024年5月29日

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく  
理事長 吉岡 和弘 殿

株式会社北の達人コーポレーション  
代表取締役社長 木下 勝寿

「クリアストロングショットアルファ」及び「リッドキララ」の広告表示に関する「申入書」の件について（回答）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2024年（令和6年）4月4日付「申入書」と題する文書にて、貴団体より申入れがありました下記の商品名及びURLにつきまして回答申し上げます。

#### 記

#### 第1

##### 1 「申入書1」における対象商品名及びURL

商品名： 「クリアストロングショットアルファ」

URL : <https://www.lp kaitekikobo.jp> 【公式】薬用『クリアストロングショットアルファ』  
(北の快適工房)

##### 2 本回答書における対象商品名及びURL

「申入書」に示された前記URLの内容が確認できなかったため、2024年4月5日、当社の本件担当者より、メールにより貴団体宛てに確認したところ、同18日、貴団体の本件担当者より、メールにおいて改めて対象商品名及びURLが示されたことから、本回答書における対象商品名及びURLは以下のとおりとします。

なお、「申入書」で記載された商品名「クリアストロングショットアルファ」と併せて、新たにメ

ールで示された以下（2）商品名「リッドキララ」の URL のカートシステム、いわゆる「最終確認画面」については、（1）「クリアストロングショットアルファ」の URL の「最終確認画面」と同様であるため説明を省略し、（1）「クリアストロングショットアルファ」の URL で説明することとします。

（1）商品名：「クリアストロングショットアルファ」

URL : [https://lp kaitekikobo jp/lp/sh/h045005\\_814.html?ad\\_id=K-type-NS-gk-RWD-00100-000328657&item\\_id=NS&utm\\_source=google&utm\\_medium=cpc&utm\\_campaign=K-type-NS-gk-RWD-00100-000328657&gad\\_source=1&gbraid=0AAAAADK9Eh7y0LudJOPH77V\\_xSw\\_IVJea&gclid=EAIaIQobChMIh\\_mCh6PLhQMVNdoWBR2M3AlyEAAYAiAAEgIAnPD\\_BwE](https://lp kaitekikobo jp/lp/sh/h045005_814.html?ad_id=K-type-NS-gk-RWD-00100-000328657&item_id=NS&utm_source=google&utm_medium=cpc&utm_campaign=K-type-NS-gk-RWD-00100-000328657&gad_source=1&gbraid=0AAAAADK9Eh7y0LudJOPH77V_xSw_IVJea&gclid=EAIaIQobChMIh_mCh6PLhQMVNdoWBR2M3AlyEAAYAiAAEgIAnPD_BwE)

（2）商品名：「リッドキララ」

URL : [https://lp kaitekikobo jp/lp/lidkirara/h027006\\_1110.html?ad\\_id=K-type-LK-gk-RWD-00396-000395077&item\\_id=LK&utm\\_source=google&utm\\_medium=cpc&utm\\_campaign=K-type-LK-gk-RWD-00396-000395077&network=google\\_g&placement=&keyword=lid%20kirara&device=&gad\\_source=1&gclid=EAIaIQobChMI-PuLq6TLhQMVLMRMAh2MCqkXEAYASAAEgLaLPD\\_BwE](https://lp kaitekikobo jp/lp/lidkirara/h027006_1110.html?ad_id=K-type-LK-gk-RWD-00396-000395077&item_id=LK&utm_source=google&utm_medium=cpc&utm_campaign=K-type-LK-gk-RWD-00396-000395077&network=google_g&placement=&keyword=lid%20kirara&device=&gad_source=1&gclid=EAIaIQobChMI-PuLq6TLhQMVLMRMAh2MCqkXEAYASAAEgLaLPD_BwE)

## 第 2

### 1 「申入書2 申入れの趣旨」に係る「申入書3 申入れの理由（1）」についての回答

貴団体の「申入れ理由」である「最終確認画面」の「不存在」又は「設けられていない」ということについて、特定商取引法（以下「特商法」という。）上の「最終確認画面」とは、

- ① 特商法 12 条 6 「～電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う通信販売に係る売買契約～（以下「特定申込み」と総称する。）を受ける場合には、当該特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面に、次に掲げる事項を表示しなければならない。」と定められていること
- ② 「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」 I 1 （1）②によれば、「特定申込みに係る・・・手続が表示される映像面」～消費者がその画面内に設けられている申込みボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面が該当 1 する。一般的には、「注文内容の確認」といった表題の画面、いわゆる最終確認画面がこれに当たる 2 が、表題の有無や 内容、形式 3 にかかわらず、前記の条件に該当する画面である以上は、「特定申込みに係る…手続が表示される映像面」として、法第 12 条の 6 の適用対象となる（以下では単 に「最終確認画面」という。）。「1 ただし、広告や注文内容等の入力から注文内容の確認までが、画面の遷移を経ることなく スクロールによって一連の画面として表示されるような場合には、最終的な注文内容の確認 に該当する表示部分が「特定申込みに係る…手続が表示される映像面」に当たる。と示されていること
- ③ 消費者庁が発表している事業者向けチラシ「全ての EC 事業者様へのお知らせ 貴社カートシス

テムでの改正法への対応について」の「※最終確認画面とは？ インターネット通販において、消費者がその画面内に設けられている申込みボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面が該当します」と説明されていること

- ④ 消費者庁説明会資料「令和3年特定商取引法・預託法等改正に係る 令和4年6月1日施行に向けた事業者説明会」11頁において、「法第12条の6の適用対象 事業者が定める様式等に基いて申込みが行われるもの②インターネットを利用した通信販売 →最終確認画面に相当する画面」と説明されていること

以上のような画面についてを「最終確認画面」と定義されているところ、対象URLには、サイト下部に注文内容等の入力、注文内容の確認、申込みが完了する申込みボタンを画面の遷移を経ることなく一連の画面として「特定申込みに係る・・・手続が表示される映像面」、つまり「最終確認画面」として表示しています。

2 「申入書2 申入れの趣旨」に係る「申入書3 申入れの理由（2）」についての回答

前記のとおり、「特定申込みに係る・・・手続が表示される映像面」、「最終確認画面」を表示しています。

3 「申入書2 申入れの趣旨」に係る「申入書3 申入れの理由（3）」についての回答

上記第2 1のとおり、「最終確認画面」において表示しています。

4 「申入書2 申入れの趣旨」に係る「申入書文末「上述のとおり、～申し入れます。」」についての回答  
同上。

5 「申入書」等を受けての当社対応について申し添え

当社におきましては、当社のサイトやサービスを利用されるお客様にとってより分かりやすい表示となるよう、日々検討を行い、随時修正を行っているところです。

当社といたしましては、貴団体から申入れを受けました「最終確認画面」につきましては、上記第2 1のとおり法令上問題がないものとして表示を行っております。

その上で、この度、貴団体から貴重なご意見を賜り、また、お客様にとってより分かりやすい表示という観点で、上記第1 2 (1) (2) 記載の対象URLについて、貴団体より示された表示内容から、主に以下のとおり修正を行っております。今後、同様の他のURLについても修正を行ってまいります。

【主な修正箇所】

第1 2 (1) 商品名：「クリアストロングショットアルファ」について

なお、同(2)商品名「リッドキララ」も修正を行っておりますが、同様のため説明は省略します。

- ① 「ご入力はたった1分ほどで終ります。」の直後の「最終確認画面」内に表示されていた「初

「初回半額お試し定期コース」内に表示されたいた「▼初回半額 お試し定期コースについて▼」の定期コース内容の表示について、「最終確認画面」内の下部「特別価格で申込む」の申込みボタンの直前に移動（画像1）することにより、申込みボタンを押下する前に定期コース内容をより確認し易いよう表示。

② さらに、「特別価格で申込む」の申込みボタンの直前に、「入力お疲れ様でした！ 下記のボタンをタップしてご注文完了です。」と表示（画像2）することにより、当該ボタンを押下すると商品の購入手続きが完了することをより認識し易いよう表示。

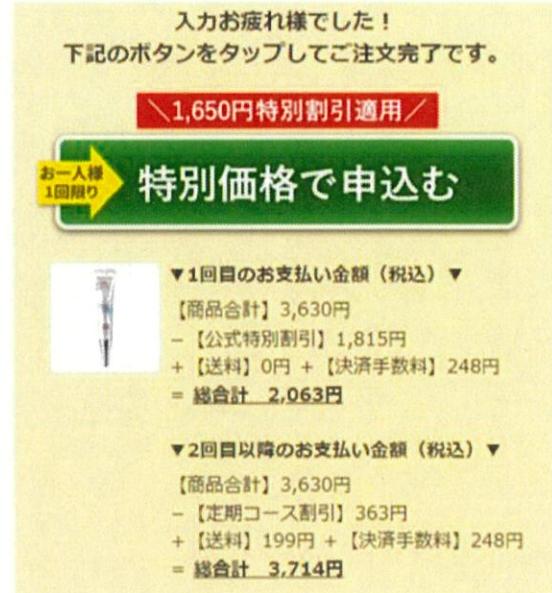
③ これまで、総額表示については、「▼初回半額 お試し定期コースについて▼」内において表示し、さらに、「特別価格で申込む」の申込みボタンの直後に「▼1回目のお支払金額（税込）▼」として総額の表示も行っているところ、より総額について認識し易いよう「▼1回目のお支払金額（税込）▼」に加えて、「▼2回目以降のお支払い金額（税込）▼」として、2回目以降の総額を表示（画像2）。

④ 修正後の修正箇所の画像（参考）

（画像1）

【初回半額 お試し定期コースについて】  
1ヵ月毎に商品が届く定期コースです。定期初回お受け取り分のご購入は必須となります。  
初回お届け分が50%OFFの1,650円（税込1,815円）、送料無料になる初回半額お試し定期コースです。  
2回目以降のお届けは通常価格から10%OFFの2,970円（税込3,267円）+送料199円（税込）となります。  
※決済方法により手数料（NP後払いの場合：税込248円）が必要となります。  
2回目以降のお受け取り分からは、いつでも解約可能です。  
1ヵ月毎に自動でお届けしますが、お届け周期はWEBから24時間・またはお電話で変更を受け付けてあります。解約のご連絡がない限り、自動的に1ヵ月毎に商品をお届けします。  
初回はご注文完了から3営業日以内に発送いたします。2回目以降は前回発送日から起算して1ヵ月が経過する日に発送いたします。  
解約をご希望の際は、次回発送予定日の1週間前までにお手続きをお願いいたします。WEBから24時間（定期専用マイページ）・またはお電話にて解約のお手続きをしていただけます。

（画像2）



当社といたしましては、法令に沿ったサイトやサービス、お客様にご理解いただける内容と考えておりますが、今後もお客様の立場に立って、より分かりやすい表示内容となるよう努めてまいりますので、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

以上